

市民委員会資料 ②

2 所管事務の調査（報告）

（3）「新たな公立保育所」のあり方基本方針について

資料1 「新たな公立保育所」のあり方基本方針【概要】

資料2 「新たな公立保育所」のあり方基本方針【本編】

市民・こども局こども本部

（平成24年11月2日）

「『新たな公立保育所』のあり方基本方針」概要

概要内における保育所の用語説明
① 公立保育所
川崎市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。
② 民間保育所
川崎市以外の民間事業者が運営する保育所で、民設民営保育所及び公設民営保育所を指します。

1 「新たな公立保育所」のあり方基本方針策定にあたっての背景

近年、少子化、核家族化、不況などの社会的問題や、地域における育児力の低下等から、子育てに孤立感、負担感、不安をもつ保護者の増加、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等、保育所を取巻く社会状況が変化中、地域の子育て家庭への支援の強化等、公立保育所に求められる役割も大きくなっている。また、「行財政改革プラン」の基本原則である「民間でできることは民間で」に基づく、公立保育所の民営化及び、民間保育所の整備の推進に伴い、川崎市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育サービスの質の確保が緊急の課題となっている。

このような社会状況に対応するため、「第2期川崎市保育基本計画」の中で、「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築を位置付け、計画に基づき、公立保育所の再構築を行い、本市保育施策推進の中心となる「新たな公立保育所」として位置づけることで、「第2期川崎市保育基本計画」で掲げた“こどもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現に向けた大きな一歩となることを目指す。

2 本市におけるこれまでの保育行政のあゆみ

(1) 本市における保育所のあゆみ

本市では、昭和24年4月に、公立の渡田・古市場保育園、11月に民間の稲田保育園開設以来、公立保育所を中心に保育所整備を進め、平成3年4月には、公立88園、民間21園となった。

その後、社会状況の変化により、各種計画等が策定され、それら計画に基づき、民間活力を導入しながらの保育所の整備と、公立保育所の民営化を推進してきた。

- 平成14年2月：「保育基本計画（子育ていいじゃんかわさき）」策定
・民間活力を活用しながらの保育所の整備と公立保育所の民営化・多機能化などを位置付け
- 平成15年4月：宮前平、西有馬、土橋保育園の3園で、調理業務委託を実施
- 平成17年4月：下作延中央保育園で、指定管理者制度導入による民営化を実施
- 平成19年7月：「保育緊急5か年計画」策定（約2,600人の定員枠の拡大を計画）
- 平成23年3月：「第2期川崎市保育基本計画」策定（4,000人超の定員枠の拡大を計画）
- 平成24年4月：公設公営保育所63園（58か所）・定員6,100人、公設民営保育所15園（14か所）・定員1,580人、民設民営保育所125園・定員9,810人、合計203園・定員17,490人

(2) 本市公立保育所が果たしてきたこれまでの役割

本市では、昭和40年代前半から50年代前半にかけて、飛躍的に保育所が増えていく時期に、公立を中心とした保育所の整備や保育所運営の充実が図られたことは、公立保育所における取組が本市の保育の実施において大きな役割を果たしてきたと言える。

そのような中、公立保育所では、乳児保育、障害児保育、児童の健康管理、給食及び食育について、積極的に実践をし、専門的知識・ノウハウの蓄積に努めてきた。

3 公立保育所の再構築の方向性

地域の子ども・子育て支援や、保育サービスの維持・向上に向けて、増加する民間保育所等に対する支援の充実や、指導監督の強化を図るには、現場での実践から培っているノウハウを、スキルとして維持・継承する必要があるため、既存の公立保育所の中から、一部を「新たな公立保育所」として位置付ける。

【各区で中核を担う公立保育所の機能強化】

- 既存公立保育所の役割・機能に、新たに求められる機能を強化し、「新たな公立保育所」として位置付ける。
- 「新たな公立保育所」は、今まで本市公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識を踏まえ、民間保育所や保育所以外の施設・機関では担うことができない機能を持つものとする。
- 「新たな公立保育所」は、市全体の保育施策の中心を担うものとし、運営は直営とする。

【新たな公立保育所として位置付ける施設数】

●公立保育所については、これまで行財政改革の中で、民営化を進めてきたが、保育サービスの維持・向上に向けて、増加する民間保育所等に対する支援の充実や指導監督の強化を図る必要があり、これまで公立保育所が蓄積してきた専門的知識やノウハウの活用が期待される。

このような役割を公立保育所が担うためには、各区にセンター型施設1か所と、それを補完するランチ型施設2か所、計3か所の「新たな公立保育所」が必要であることから、既存公立保育所の一部を「新たな公立保育所」として位置付け、各区に3か所設置する。

●各区においても、地域によって住民・生活環境・教育環境・経済環境等、様々な特性があることから、各エリアにおけるニーズや課題等の傾向や、状況の把握に努め、地域の実情にあった、きめ細かい支援を図るため、センター型施設を、区における中核的な役割・機能を担う保育所として、当該エリアの「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」を実施するとともに、区の統括及び「公・民保育所人材の育成」を実施するために、各区に1か所位置付ける。

また、ランチ型施設として各区に2か所位置付け、当該エリアの「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」を行うものとする。

4 「新たな公立保育所」の機能

資料1

「新たな公立保育所」は、既存の公立保育所の機能を維持し、保育の実践を行い、更なる専門的知識及びノウハウ等の蓄積を図るとともに、3つの機能を強化する。

(1) 「地域の子ども・子育て支援」の機能

- ア 地域に開かれた機能の拡充
※ 親子の体験保育、プレママ・プレパパ応援事業など
- イ 地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充
※ 地域の子ども・子育てに関する継続的な保育相談など
- ウ 保護者・子ども相談支援機能の拡充
※ 要支援児童への保育相談、関係各機関との連携強化など

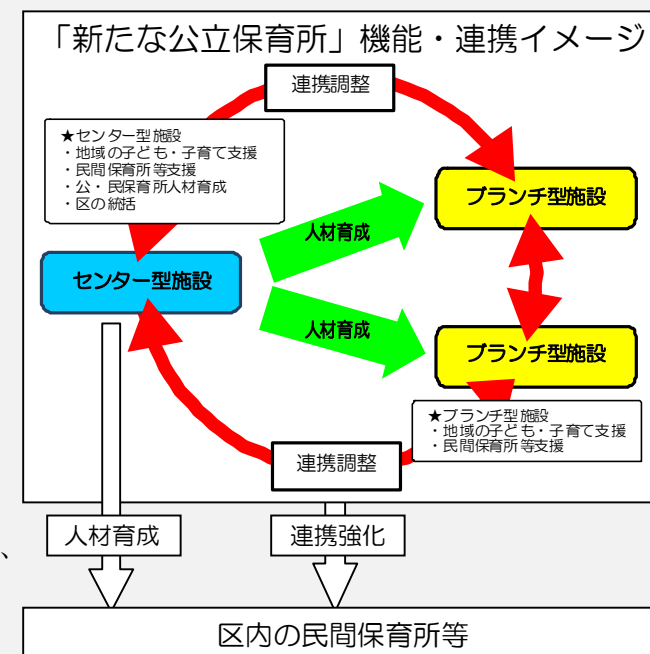
(2) 「民間保育所等への支援」の機能

- ア 民間保育所等との連携強化
※ 公民ネットワークづくり等のための、各種会議の開催など
- イ 民間保育所等への支援機能強化
※ 公立保育所の施設の有効活用（園庭開放・プール開放等）など
- ウ 民間保育所等との交流機能の強化
※ 交流保育の実施（ドッチボール大会等）、保育士等職員の交流など

(3) 「公・民保育所人材育成」の機能

（センター型施設が担う機能）

- ア 公・民保育所の人材育成
※ 公開保育、事例検討研修の実施、実技研修の実施など
- イ 保育の質の向上
※ 各種業務マニュアルの充実、情報の共有化により、職員一人一人の業務理解等を深める
- ウ 区の統括
※ 区ごとの地域特性を生かした事業の推進



5 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた方針

(1) 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた基本的な考え方

- H25年度から2区または3区を選定し先行実施、課題検証のうえH26年度から全区において本格実施。
- 現場での実践から培ったノウハウを、スキルとして維持・継承するため、生後43日目から受入を開始する産休明け児童の受入施設や、乳児園併設施設等様々な特徴を持った種別の保育所を、バランスよく「新たな公立保育所」として位置付ける。
- 現在58か所（乳児園含む）ある公立保育所のうち、21か所（乳児園含む）を「新たな公立保育所」として位置付け、それ以外の37か所（乳児園含む）については、社会状況や民間の運営事業者の状況、地域における保育需要、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、民営化等の取組を進める。

(2) 「新たな公立保育所」と単独型地域子育て支援センター機能の一体化

●「新たな公立保育所」における地域の子ども・子育て支援の機能と、単独型地域子育て支援センターが一体となって地域の子育て支援を実施するため、「新たな公立保育所」と、単独型地域子育て支援センターの地域支援機能を統合し、一体となって地域の子ども・子育て支援の拡充を図る。

(3) 「新たな公立保育所」の機能実施に必要なスペースの確保

●継続的な保育相談の実施や、研修等に必要なスペースの確保を図る。

(4) 「新たな公立保育所」に対する施設保全

●老朽化した施設及び設備に対する劣化診断の実施、施設保全計画の作成等を行い、計画的な補修・修繕を実施することで、施設の長寿命化・安全な維持管理を図り、状況に応じて大規模修繕等の検討を行う。

6 その他

(1) 「新たな公立保育所」以外の公立保育所について

●「新たな公立保育所」以外の公立保育所施設については、適切な補修・修繕を実施し、安全な維持管理を図るとともに、地域の子育て支援の充実にも努め、社会状況や、職員の退職動向等を考慮し、民営化等の手法等の検討を行い、引き続き毎年5から3園程度民営化等を実施していく。

(2) 公立保育所及び公設民営保育所の課題について

- 建て替えが必要な公立保育所については、民設民営方式による民営化を検討しているが、建て替え中に必要な仮園舎の用地の確保が課題となっており、指定管理制度においては、長期的な視点による施設運営が困難であることから、継続的かつ安定的な民営化の推進を図るため、新たな手法の構築に向けた検討が課題となっている。
- 継続的かつ安定的に民営化を進めるため、新たな手法の構築に向けた検討を進める。

「新たな公立保育所」のあり方基本方針



平成24年 9月

川崎市

【目次】

1	「新たな公立保育所」のあり方基本方針策定にあたって.....	1
	(1) 本市が求められる保育施策における今後の役割.....	2
	(2) 川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～.....	2
	(3) 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）.....	4
	(4) 公立保育所再構築の背景.....	5
2	本市におけるこれまでの保育行政のあゆみ.....	8
	(1) 本市における保育所のあゆみ.....	8
	ア 「児童福祉法」の制定と高度経済成長期の保育所増設.....	8
	イ 第2次ベビーブームと保育所の増設.....	8
	ウ 川崎市保育基本計画に基づく事業の推進.....	9
	(2) 本市公立保育所が果たしてきたこれまでの役割.....	12
	ア 乳児保育.....	12
	イ 障害児保育.....	12
	ウ 健康管理.....	13
	エ 給食・食育.....	14
3	公立保育所の再構築の方向性.....	15
4	「新たな公立保育所」の機能.....	18
	(1) 「地域の子ども・子育て支援」の機能.....	20
	ア 地域に開かれた機能の拡充.....	20
	イ 地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充.....	20
	ウ 保護者・子ども相談支援機能の拡充.....	20
	(2) 「民間保育所等への支援」の機能.....	21
	ア 民間保育所等との連携強化.....	21
	イ 民間保育所等への支援機能強化.....	21
	ウ 民間保育所等との交流機能の強化.....	21
	(3) 「公・民保育所人材育成」の機能.....	22
	ア 公・民保育所の人材育成.....	22
	イ 保育の質の向上.....	22
5	「新たな公立保育所」の位置付けに向けた方針.....	23
	(1) 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた基本的な考え方.....	23
	(2) 「新たな公立保育所」と単独型地域子育て支援センター機能の一体化.....	25
	(3) 「新たな公立保育所」の機能実施に必要なスペースの確保.....	25
	(4) 「新たな公立保育所」に対する施設保全.....	25
6	その他.....	26
	(1) 「新たな公立保育所」以外の公立保育所について.....	26
	(2) 公立保育所及び公設民営保育所の課題について.....	27

1 「新たな公立保育所」のあり方基本方針策定にあたって

本市の公立保育所は、児童福祉法第39条（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童福祉施設として、保育に欠ける子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮し、養護及び教育を一体的に行ってきました。

長年の保育現場における日々の積み重ねにより、産休明け保育、0歳児保育、障がい児保育をはじめとした高度な専門的スキルが本市の公立保育所には蓄積されています。

近年、少子化、核家族化、不況などの社会的問題、地域における育児力の低下等から、子育てに孤立感、負担感、不安をもつ保護者の増加、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等、公立保育所を取り巻く社会状況が変化するなかで、地域の子育て家庭への支援の強化等、公立保育所に求められる役割も大きくなっています。

また、「行財政改革プラン」の基本原則である「民間でできることは民間で」に基づく、公立保育所の民営化及び、民間保育所の整備の推進に伴い、川崎市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育サービスの質の確保が緊急の課題となっています。

「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」では、「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築が位置付けられ、本市が直接運営を行っている公立保育所の再構築を行い、既存の公立保育所の一部を「新たな公立保育所」として機能を強化し、新たに位置づけ各区に設置し、地域の子ども・子育て支援や、民間保育所等への支援を図るとしています。

また、「新たな公立保育所」が公的機関でしか担えない役割を担い、本市保育施策推進の中心となることで、「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」で掲げた“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現に向けた大きな一歩となることを目指します。

【参考】

※「新たな公立保育所」のあり方基本方針に記載される保育所の用語について

- ① 公立保育所：川崎市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。
- ② 民間保育所：川崎市以外の民間事業者が運営する保育所で、民設民営保育所及び公設民営保育所を指します。

(1) 本市が求められる保育施策における今後の役割

保育所及び地域の子育て世帯を取り巻く環境等社会状況の変化を踏まえ、地域全体の保育サービスの質の維持及び向上を図るために、川崎市として適切に対応することが必要となっています。

(「第2期保育基本計画」より要約して抜粋)

【本市の社会状況と保育需要への対応】

就学前児童の増加と保育需要への対応

子育てを取り巻く環境の変化への対応

川崎市が求められる今後の役割

1 保育需要への適切な対応

さらなる保育需要への適切な対応に向けた大幅な保育所整備の推進

2 地域の子ども・子育て支援の充実

地域の子育て家庭への支援の充実に向けた保育所機能の強化

3 保育サービスの質の向上

サービスの質の向上に向けた、民間保育所等への支援の充実と適切な指導・監督

川崎市の役割を踏まえて「新たな公立保育所」のあり方を考える

(2) 川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～

本市では、「行財政改革プラン」の基本原則である「民間でできることは民間で」に基づき、2005（平成17）年度の下作延中央保育園への指定管理者制度導入をはじめとして、2012（平成24）年度当初までに25園の民営化を実施してきたところです。

2011（平成23）年3月に、「川崎市新たな行財政改革プラン」を策定しましたが、「今後も、本市は保育の実施主体として、民間活力を積極的に導入しながら、高まる保育需要に適切に対応するため保育受入枠の拡大や多様な保育ニーズへの対応を図り、保育サービスの維持・向上に向け、民間部門への支援の充実、指導監督機能の強化、地域における子ども・子育て支援の充実を図っていく」とともに、あわせて「保育所の運営は、民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を果たしながら、在宅で子育てする家庭を含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていく」こととしています。

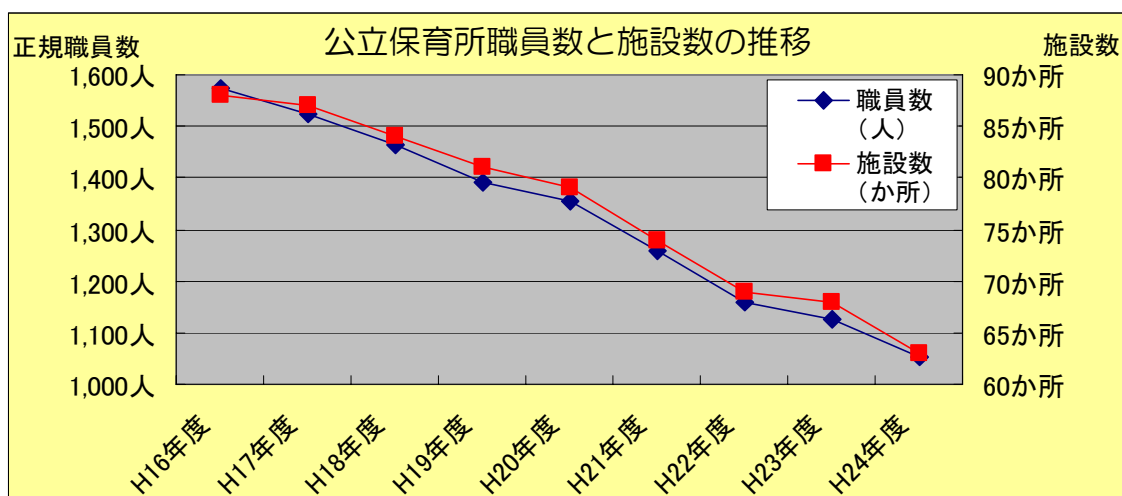
そして、「今後も引き続き、保育需要の動向や施設の状況、サービス提供の担い手となる民間部門の状況、職員の退職動向等を考慮しながら既存の保育所の民営化を進め、当面は

10年程度の期間を目途に執行体制の見直しを進めていく」としています。

公立保育所 職員数と施設数の推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
職員数 (人)	1,572	1,525	1,464	1,390	1,354	1,258	1,159	1,127	1,052
施設数 (か所)	88	87	84	81	79	74	69	68	63

※職員数は、保育所に勤務する本市正規職員の人数



(3) 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）

2011（平成23）年3月に策定した「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」で、本市が示した今後の公立保育所のあり方に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

認可保育所の運営については、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設保育所等を整備していきます。

また、公立保育所の再構築に向けては、地域における子ども・子育て支援や、民間保育所の運営に対する支援などの役割を担い、区を基本とした一定のエリアごとに「新たな公立保育所」を設置するとともに、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、公立保育所の民営化等を推進します。

1 「公立保育所の民営化等の推進」

①民営化等の推進に向けた取組

本市では、平成24年度当初までに、25園の公立保育所の民営化や39園の調理業務の委託化（委託後2園は民営化）を推進してきました。今後も、引き続き、計画的な民営化等を推進するとともに、在園児や保護者への適切な対応を図りながら、円滑な移行に努めていきます。

②民営化等の推進における適切な対応

本市では、これまでも円滑な民営化等の推進に向けて、民営化後のアフターフォローの充実や、公表時期の見直しを行ってきました。

民営化等の推進にあたっては、今後も検証等を行いながら、適切な対応を図ります。

2 「新たな公立保育所の役割と機能強化」

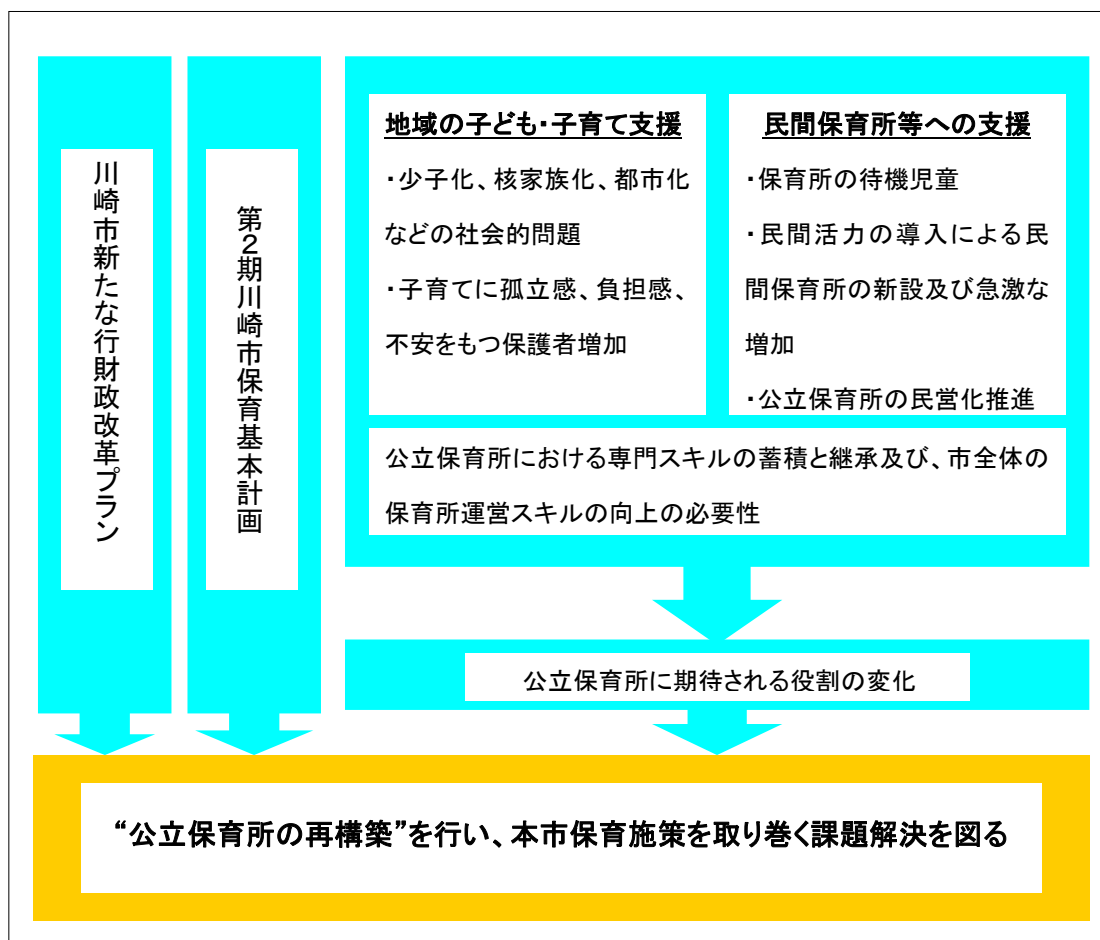
①地域の子ども・子育て支援機能の強化

本市では、区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進していますが、「新たな公立保育所」においては、より充実した地域の子ども・子育て支援機能の強化等を図ります。

②民間保育所への支援と適切な指導・監督の実施に向けた人材育成

本市では、大幅な民間保育所の整備に伴い、多様な民間の運営主体が保育所の運営をしていますが、「新たな公立保育所」においては、保育技術を有する職員を継続的に育成し、民間への支援や、適切な指導・監督できる人材を育成する役割を担っていきます。

(4) 公立保育所再構築の背景



地域の子ども・子育て支援について

公立保育所においては、入所児童とその保護者に対する支援だけでなく、地域の子ども・子育て支援にも積極的に取り組んできたところですが、少子化、核家族化、都市化等が進み、家庭や地域において人との関わりが希薄になる一方で、子育てへの不安や悩みを持つ保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています。

本市の就学前児童のうち、在宅で子育てをする家庭は約42%となっており、在宅で子育てをする家庭への支援が課題となっています。

公立保育所には、地域の子育て家庭にも利用が望まれる園庭やプール等の施設及び設備を有するとともに、これまでの地域の子育て支援に関する積極的な取組で培われた豊富なスキルや、子育てに関する相談や助言ができる保育士、看護師、栄養士などの専門性を持った人材が配置されているという特性があります。

さらに、行政機関である公立保育所は、公的関連機関や施設等との連携もとりやすく、地域の子ども・子育て支援の拡充のための中心的な役割を担うことが可能となっています。

就学前児童の養育状況について(平成24年4月)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
就学前児童数(A)	13,857	14,048	13,539	13,347	13,085	12,671	80,547
認可保育所入所児童数(B)	1,332	3,058	3,379	3,568	3,436	3,301	18,074
(構成比)	7.37%	16.92%	18.7%	19.74%	19.01%	18.26%	100%
(就学前児童割合)	9.61%	21.77%	24.96%	26.73%	26.26%	26.05%	22.44%
認可外保育施設等入所児童数(C)	534	1,295	1,202	887	1,114		5,032
(構成比)	10.61%	25.74%	23.89%	17.63%	22.14%		100%
(就学前児童割合)	3.85%	9.22%	8.88%	6.65%	4.33%		6.25%
幼稚園児数(D)	-	-	-	6,856	8,378	8,169	23,403
(構成比)	-	-	-	29.3%	35.8%	34.91%	100%
(就学前児童割合)	-	-	-	51.40%	64.03%	64.47%	29.06%
在宅児童数(A-B-C-D)	11,991	9,695	8,958	2,036	1,358		34,038
(構成比)	35.23%	28.48%	26.32%	5.98%	3.99%		100%
(就学前児童割合)	86.53%	69.01%	66.16%	15.25%	5.27%		42.26%

注1) 認可保育所入所児童数は、平成24年4月1日現在の市内在住の入所者数

注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成23年10月1日現在の利用者数

注3) 幼稚園児数は、平成24年5月1日現在の市内在住の入所者数(速報値)

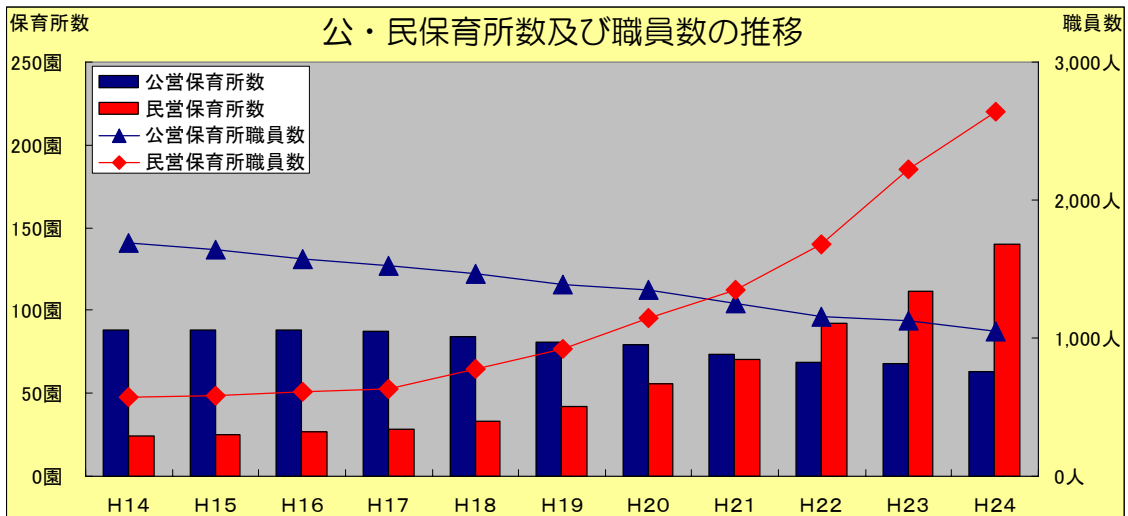
注4) 在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

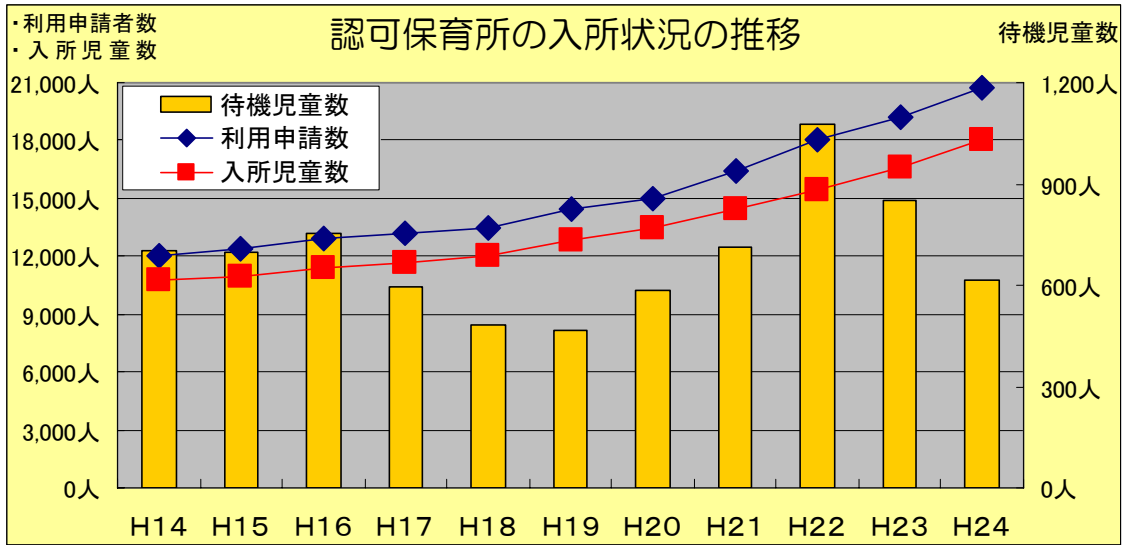
民間保育所等への支援について

本市では、保育所利用申請者数の増加に対して、民間活力を積極的に導入することにより、保育所整備を迅速かつ効率的に進めています。

「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」では、民間保育所の新設や公立保育所の民営化等により、平成23年度以降の3年間で4,000人を越える定員枠の拡大を図ることとしています。

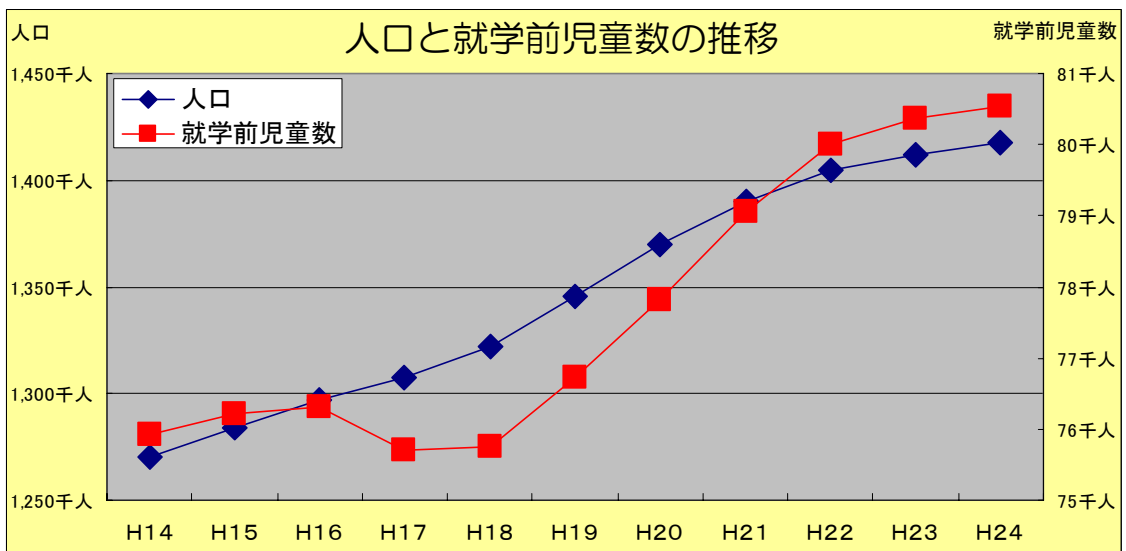
民間保育所の運営の充実にあたっては、安定した保育所の運営や児童の処遇向上を図るために、本市独自の民間保育所への運営費の補助や運営内容に関する相談や指導を行ってまいりましたが、今後も増加する民間保育所に適切に対応するためにも、これまで以上に公立保育所を中心として民間保育所及び認可外保育施設との連携・交流を図るなど、積極的に民間保育所等を支援しながら、本市保育施策を推進していくことが必要となります。





(単位：人)

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
利用申請数	12,069	12,377	12,916	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241	20,725
入所児童数	10,727	10,991	11,386	11,676	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630	18,074
待機児童数	705	699	755	597	480	465	583	713	1,076	851	615



(単位：人)

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
人口	1,269,979	1,283,956	1,296,895	1,307,304	1,322,432	1,345,306	1,370,020	1,389,784	1,404,532	1,411,892	1,417,486
就学前児童数	75,933	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547

2 本市におけるこれまでの保育行政のあゆみ

(1) 本市における保育所のあゆみ

ア 「児童福祉法」の制定と高度経済成長期の保育所増設

本市における保育の実施は、関東大震災による被災者の復興等を支援するために1923(大正13)年7月に設置された貝塚託児所(後の川崎託児所)が託児所第1号となっています。

戦後の混乱から食糧難や住宅難などで、市民の生活が苦しい事態にある中、1947(昭和22)年に「児童福祉法」が制定され、「託児所」は「保育所」として位置づけられました。

本市では、1949(昭和24)年4月に公立の渡田・古市場保育園、11月に民間の稲田保育園が開設し、翌年以降も保育所が開設され、1955(昭和30)年4月には、公立11園、民間6園となりました。

昭和30年代に入り、一時保育所の整備は見送られましたが、高度経済成長期には、本市は、京浜工業地帯の中心として産業が飛躍的に発展してきたことを背景に、若い子育て世代や共働き世帯が多かったことから、保育所増設の要望は強く、1960(昭和35)年より保育所の整備を再開、1961(昭和36)年6月には、それまで全国的にも少なかった「乳児保育所(大島乳児保育園)」を設置し、「0歳児保育」を始めるなど、保護者の労働形態や環境の変化に基づく様々なニーズに対する確に対応し、処遇の改善に積極的に取り組んできました。

1963(昭和38)年には、人口3万人に保育所を1か所という方針に基づき、5年間で14か所の保育所の新設を計画、その後、人口2万人に1か所の計画とし、1968(昭和43)年4月には、公立34園、民間13園となりました。

イ 第2次ベビーブームと保育所の増設

本市は1972(昭和47)年に政令指定都市となり、翌年には人口が100万人を超える社会状況にあって、人口1万人に1か所の「保育所整備5か年計画」を策定し、1980(昭和55)年4月には、公立86園、民間18園となり、市内に100か所を上回る(認可)保育所が設置されました。

本市においては、第2次ベビーブーム後に、就学前児童数が減少傾向にあることに伴い、昭和50年代後半に一時、保育所への入所の希望が減少傾向にあったことから、保育所の整備が落ち着き、1991(平成3)年4月には、公立88園、民間21園となり、その後、10年以上保育所が増えない時期がありました。

ウ 川崎市保育基本計画に基づく事業の推進

本市では、1999（平成 11）年に、「第 2 次・行財政システム改革実施計画」が策定され、「子育て支援施策の推進に向けた体制整備」の位置づけをするとともに、市内 5 局で構成する保育計画検討プロジェクト会議を設置し、少子化が進行する中で、多様化する保育需要に対応し、柔軟で、効率的な新しい保育システムを構築するための検討を行い、2002（平成 14）年に、「川崎市保育基本計画」（子育ていいじゃんかわさき）を策定し、民間活力を活用しながらの保育所の整備と公立保育所の民営化・多機能化などを位置づけ、保育所の建替えについては、概ね築後 50 年と老朽度に応じて計画的に実施するとしたところです。

2003（平成 15）年度には、「川崎市保育基本計画」の「事業推進計画」に基づき、宮前平、西有馬、土橋保育園の 3 園について調理業務を委託化し、2005（平成 17）年度には、下作延中央保育園に指定管理者制度を導入するなど、2012（平成 24）年 4 月までに調理業務の委託化は 39 園で、保育所の民営化は 25 園で実施しています。

一方で、2007（平成 19）年 7 月に策定した「保育緊急 5 か年計画」（2010<平成 22>年 3 月に改訂版を策定）では、約 2,600 人の定員枠の拡大を図り、2011（平成 23）年 3 月に策定した「第 2 期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」では、民間保育所の新設や公立保育所の民営化等により、平成 23 年度以降の 3 年間で 4,000 人を越える定員枠の拡大を図ることとしています。

このように、民間保育所の整備を中心に、保育受入枠の拡大を推進してきたことにより、2012（平成 24）年 4 月には、本市の認可保育所は、公設公営が 63 園（58 か所）・定員 6,100 人、公設民営（指定管理）が 15 園（14 か所）・定員 1,580 人、民設民営が 125 園・定員 9,810 人の、合計 203 園・定員 17,490 人となっています。

【川崎市の保育所施設数及び定員の推移】

(単位:園、人)

年(4月1日現在)	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
昭和24	2	121	0	0	0	0	2	121
25	2	121	0	0	2	118	4	239
30	11	712	0	0	6	349	17	1,061
35	11	712	0	0	7	407	18	1,119
40	21	1,237	0	0	10	654	31	1,891
45	44	2,705	0	0	13	1,037	57	3,742
50	62	5,082	0	0	15	1,287	77	6,369
55	86	7,813	0	0	18	1,630	104	9,443
60	89	8,083	0	0	20	1,810	109	9,893
61	90	8,203	0	0	20	1,810	110	10,013
62	89	8,163	0	0	21	1,960	110	10,123
平成元	89	8,163	0	0	21	1,990	110	10,153
2	89	8,163	0	0	21	1,980	110	10,143
3	88	8,175	0	0	21	1,980	109	10,155
5	88	8,175	0	0	21	1,950	109	10,125
7	88	8,175	0	0	20	1,890	108	10,065
11	88	8,175	0	0	21	1,980	109	10,155
12	88	8,175	0	0	21	2,040	109	10,215
13	88	8,175	0	0	21	2,220	109	10,395
14	88	8,175	1	120	23	2,550	112	10,845
15	88	8,175	1	120	24	2,670	113	10,965
16	88	8,175	1	120	26	2,880	115	11,175
17	87	8,175	2	240	26	2,880	115	11,295
18	84	7,960	3	360	30	3,270	117	11,590
19	81	7,745	8	725	34	3,780	123	12,250
20	79	7,565	8	725	48	4,495	135	12,785
21	74	7,080	11	1,115	59	5,410	144	13,605
22	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675
23	68	6,470	15	1,580	97	7,855	180	15,905
24	63	6,100	15	1,580	125	9,810	203	17,490

【本市における公立保育所の民営化の状況】

(単位:人)

年度	民営化前		民営化の手法	民営化後	
	公立保育園名	定員		保育園の名称	定員
H17	下作延中央	90	指定管理	—	120
H18	中島	60	建替え(移築)	のぞみ	90
	四谷	60	建替え(改築)	よつば	60
	多摩福祉館	95	建替え(移築)	なのはな	120
H19	塚越	90	指定管理	—	90
	小田中・小田中乳児	35・90	指定管理	—	35・90
H20	日進町	95	建替え(移築)	ゆめいく日進町	100
	高津	85	建替え(移築)	YMCAたかつ	120
H21	京町	90	建替え(改築)	京町いづみ	120
	戸手	90	建替え(改築)	つくし	120
	南平間	90	指定管理	—	120
	宮前平	120	指定管理	—	150
	白鳥	95	指定管理	—	120
H22	大師	120	指定管理	—	130
	住吉	95	建替え(移築)	すみよしのはら	100
	坂戸	90	指定管理	—	90
	宮崎	150	指定管理	—	150
	宿河原	95	指定管理	—	95
H23	末長	60	建替え(改築)	末長こぐま	90
H24	西大島	95	建替え(改築)	西大島ルーテル	120
	東小倉	90	建替え(改築)	どりーむ東小倉	120
	玉川・玉川乳児	90・35	建替え(改築)	社会福祉法人長幼会玉川	135
	百合丘	60	建替え(改築)	至誠館ゆりがおか	90
H25	出来野	90	建替え(改築)	未定	120
	古市場	120	建替え(改築)	未定	130
	千年	120	建替え(改築)	未定	130
	西宿河原	120	建替え(改築)	未定	130
	中野島・中野島乳児	60・35	建替え(改築)	未定	120
H26	観音町	95	建替え(改築)	未定	120
	上小田中	95	建替え(改築)	未定	120
	子母口	120	建替え(改築)	未定	130
	西有馬	120	建替え(改築)	未定	130
	三田	120	建替え(改築)	未定	130

(2) 本市公立保育所が果たしてきたこれまでの役割

本市の公立保育所は、1949（昭和 24）年に渡田及び古市場保育園の 2 園を開設し、戦後の子どものおかれた環境から、子どもを守る保育という児童福祉を実践してきました。

本市では、1955（昭和 30）年頃から都市化が進み、高度経済成長期には、若い共働き世帯も多く、保育所の増設が強く求められるなかで、公設による保育所整備を進め、特に、昭和 40 年代前半から昭和 50 年代前半にかけては、多くの公立保育所を整備しました。

こうして飛躍的に保育所数が増えていく時期に、公立を中心とした保育所の整備や保育所運営の充実が図られてきたことは、公立保育所における取組が、本市の保育の実施において大きな役割を果たしてきたと言えます。

また、保育所をめぐる様々な環境の変化に併せて、実践に基づく経験を活かし、保育所運営に必要な各種マニュアル等作成するとともに、本市における保育所運営の基となる川崎市公立保育園保育指針の作成を行ってきました。

ア 乳児保育

本市では、1961（昭和 36）年に、それまで全国的にも少なかった「乳児保育所（大島乳児保育園）」を設置し、「0 歳児保育」を始めるなど、保護者の労働形態や環境の変化に基づく様々なニーズに対する確に対応し、処遇の改善に積極的に取り組んできました。

特に、0 歳児保育については、家庭における児童への関わり方に関する相談及び、保護者の様々なニーズに対する確に対応するため、保育士に加え、栄養士や看護師といった専門知識を持つ職員を配置し、離乳食の充実、そしゃくや排泄など心身の発達を促す成長、感染症予防、疾病等の健康管理など、子どもが安心して生活できる保育形態を確立してきました。

こうした取組を活かして、生後 4 3 日目からの産休明け保育の実施に対しても円滑な対応が図られています。

イ 障害児保育

本市では、1976（昭和 51）年から全ての認可保育所で障害児保育を実施しています。

公立保育所においては、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で健常児と生活・遊びをともにする統合保育を実践してきました。

また、在園障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、専門職員による巡回相談・発達相談を実施し、個別な相談指導・相談援助を行うことで、より良い統合保育を実施し

ています。

近年増えている発達障害児等への適切な対応を図るために、公立保育所各施設に一人の職員が 2010（平成 22）年度までに、「発達相談支援コーディネーター」研修を受講し、発達相談支援コーディネーターとして、各園において保護者からの相談やクラス担任の支援、園内での検討会の企画、関係機関（区の児童家庭支援担当や療育センターなど）との連携等の役割を担っています。

◎障害児及び支援を要する児童数の推移

年度	園数	児童定数	障害児	支援を要する児童	計
H19	81 園	7,745 人	77 人	68 人	145 人
H20	79 園	7,565 人	85 人	83 人	168 人
H21	74 園	7,080 人	71 人	74 人	145 人
H22	69 園	6,530 人	80 人	68 人	148 人
H23	68 園	6,470 人	66 人	134 人	200 人
H24	63 園	6,100 人	83 人	147 人	230 人

ウ 健康管理

川崎市医師会の協力のもと、1978（昭和 53）年から「保育園在園児等健康管理委員会」を設置し、本市認可保育所に入所する児童の健康管理において、医療及び福祉・教育を含めた総合的な立場から安心できる保育所運営を進めてきました。（除去食の申請・与薬の許可など）

また、本市では、すべての保育所に川崎市医師会の推薦のもと嘱託医を置き、児童福祉施設最低基準第 12 条（児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない）に定められた、「入園前健康診断」や「定期健康診断」などを実施しています。

さらに、公立保育所においては、保育園で生活時間の大半を過ごす子どもの「健康・安全・予防」のため、児童一人一人の体調管理や感染症予防などについて、より密接な嘱託医との連携を図ることや、健康教育などにも努めるため、医療に専門的な知識を持つ看護師を 0 歳児定員施設に配置して、保育看護の充実に努めています。

エ 給食・食育

本市の公立保育所は、1959（昭和 34）年に本庁に栄養士を配置、全市統一献立を実施し、1961（昭和 36）年に乳児（0 歳児）保育が始まってからは、専任の栄養士を保育所に配置し、調理の実践を行うとともに、調乳や離乳食などに専門的な栄養管理を行い、あわせて保護者への食事指導も実施してきました。

また、この献立は民間保育所や認可外保育施設等に対して、参考献立として配布を行っています。

近年、朝食の欠食やそしゃく、アレルギーなどの食生活の問題が顕著となるなか、一日の活動時間の大半を保育園で過ごす子どもにとって、保育園給食は、乳幼児期の成長・発達と健康の保持増進に大きな役割を担っています。

さらに、公立保育所においては、給食を通して望ましい食習慣や食文化を伝え、生涯にわたって健康で豊かに暮らせる「食を営む力」を育み、子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するため、食の専門家である栄養士を中心として、各保育園における保育年間指導計画と結びつけた食育年間計画の作成や、クラスごとに食育の計画・実践・評価を行う等、「食育」の実践に積極的に取り組みながら、知識の充実を図ってきました。

2008（平成 20）年に改定された保育所保育指針においては、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、食育の推進が明記され、次の点に留意して実施しなければならないとされています。

- 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。
- 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

3 公立保育所の再構築の方向性

本市では、これまで公立と民間の保育所が、それぞれの特徴を活かしながら施設の運営を行ってきました。

今後の保育施策の推進にあたっては、引き続き公立保育所及び民間保育所がそれぞれの特徴を活かし、市全体の保育サービスの量的拡大や、多様な形態の保育サービスの提供を拡充していく必要があります。

本市では、“民間でできることは民間で”の原則のもと、継続的な保育需要と公立保育所施設の老朽化への対応、効果的な保育所運営費の財源確保、効率的な多様な保育サービス拡充への対応等を図るために、平成24年度当初までに、25園の公立保育所の民営化を推進するとともに、民間保育所の整備も進め、公営保育所63園、公設民営保育所15園、民設民営保育所125園の保育所が、それぞれ設置されています。

地域における子ども・子育て支援の役割を果たしながら、在宅で子育てする家庭を含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図るとともに、保育サービスの維持・向上に向けて、増加する民間保育所等への支援の充実、指導監督の強化・保育所人材の育成等を図るには、現場での実践から培っているノウハウを、スキルとして維持・継承する必要があります。そのため、既存の公立保育所の中から、一部を「新たな公立保育所」として位置付けます。

○既存公立保育所の役割・機能に新たに求められる機能を強化し、「新たな公立保育所」として位置付け、各区に設置します。

公立保育所においては、地域における子ども・子育て支援の拡充や、毎年増加する民間保育所の運営に対する支援などを行い、市全体の保育サービスの質の向上を図るための役割を果たすことが求められています。

本市の保育施策の中心を担う施設として、既存の公立保育所の役割・機能に、新たに求められる機能を強化し、「新たな公立保育所」として位置付け、各区に設置します。

○「新たな公立保育所」は、今まで本市公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識を踏まえ、民間保育所や保育所以外の施設・機関では担うことができない機能を持つものとします。

公立保育所は市の行政機関であることから、地域全体の福祉向上について責務があるといえます。

「新たな公立保育所」は、区役所保健福祉センター、児童相談所、地域療育センター等の他の行政機関との連携がとりやすいことや、長年にわたる保育所運営の実践により質の高い保育に関するノウハウの蓄積があることなどから、公立保育所でしかできない機能を

持つものとし、地域全体の福祉の向上に努めていきます。

○「新たな公立保育所」は、「地域の子ども・子育て支援」の機能を担います。

「新たな公立保育所」は、地域の子ども・子育て関係施設及び団体と積極的に連携・交流を図り、新たな公立保育所の機能及び職員等を活かした支援を行うことで、地域における子育て支援の中核的な役割を担っていきます。

また、保育所の特性を活かした地域の子ども・子育て支援が社会や地域から期待されていること、在宅で育児をする家庭への支援の拡充が求められていることなどから、「新たな公立保育所」として「地域の子ども・子育て支援」の機能を拡充させていきます。

○「新たな公立保育所」は、「民間保育所等への支援」の機能を担います。

認可保育所の整備等に伴い、近年急激に増加している民間保育所等について、保育サービスの質の確保を図るため、本市公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、運営内容について適切な相談や支援を行うことが必要となっています。

「新たな公立保育所」は民間保育所等と連携、交流を積極的に行うとともに、知識・スキル面での積極的な支援を行っていきます。

○「新たな公立保育所」は、「公・民保育所人材の育成」の機能を担います。

「新たな公立保育所」は、地域における子ども・子育て支援の拡充を図るために、地域の子ども・子育て支援を担う人材を育成していきます。

また、保育所における保育の実践によりスキルを蓄積し、民間保育所等に管理運営に関する助言指導等、援助業務を担える人材の育成を行います。

あわせて、児童の直接処遇だけでなく、新たに強化される機能を担当・実践し、様々な業務経験を積むことで、保護者等市民に対する、傾聴の技術・コミュニケーション能力・説明責任等の技術や能力の向上を図るとともに、行政に携わる専門職としての意識の醸成を図り、川崎市保育の基本となる、指針や手引き等の作成を担う等、川崎市保育行政の中心となる人材の育成を行います。

○「新たな公立保育所」は、本市公立保育所が果たしてきたこれまでの役割を踏まえ、市全体の保育施策の中心を担うものとし、既存の公立保育所の中から、一部を「新たな公立保育所」として位置付け、市による運営（直営）を継続します。

本市公立保育所が果たしてきたこれまでの役割を踏まえ、「新たな公立保育所」は、保育所における保育及び食育の実践により、更なる専門的知識及びノウハウ等の蓄積を図り、本市保育施策の中心を担うため、既存の公立保育所の中から、一部を「新たな公立保育所」として位置付け、市による運営（直営）を継続することとし、それ以外の公立保育所については、本市の社会状況、民間の運営事業者の状況、その地域における保育需要、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、民営化等についての取組を進めます。

○既存公立保育所の一部を「新たな公立保育所」として位置付け、各区に3か所設置します。

本市では、市民にとって身近な区役所を地域の総合的な子育て支援の拠点として位置づけ、地域の特性やニーズに応じた子育て支援を行っています。

また、これまで行財政改革のなかで、公立保育所の民営化を推進してきたところですが、保育サービスの維持・向上に向けて、増加する民間保育所等に対する支援の充実や指導監督の強化を図る必要があることから、これまで公立保育所が蓄積してきた専門的知識やノウハウの活用が期待されています。

このような役割を公立保育所が担うためには、各区にセンター型施設1か所と、それを補完するランチ型施設2か所、計3か所の「新たな公立保育所」が必要であることから、既存公立保育所の一部を「新たな公立保育所」として位置付け、各区に3か所設置します。

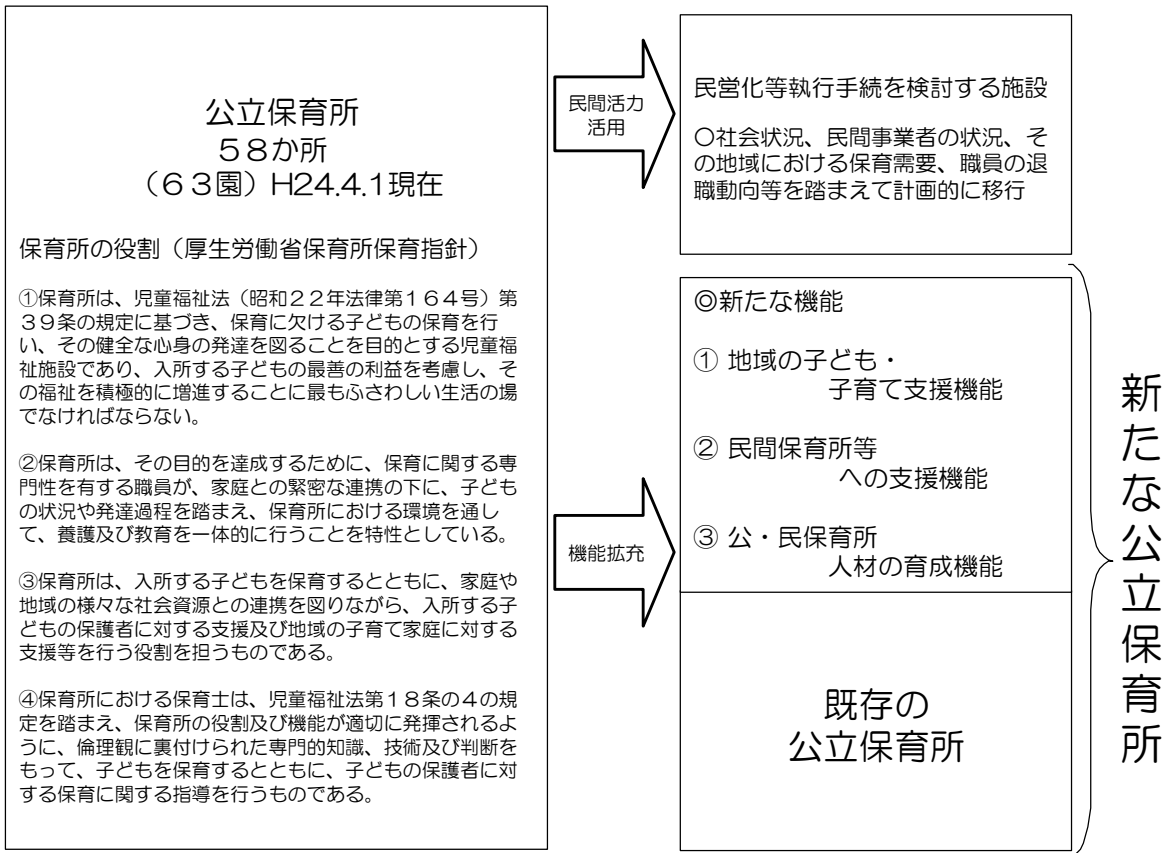
○「新たな公立保育所」は、各区1か所を「センター型施設」、2か所を「ランチ型施設」として位置付けます。

各区においても、地域によって住民・生活環境・教育環境・経済環境等、様々な特性があることから、各エリアにおけるニーズや課題等の傾向や、状況の把握に努め、地域の実情にあった、きめ細かい支援を図るため、各区3か所設置する「新たな公立保育所」のうち、1か所をセンター型施設として位置付け、区における中核的な役割・機能を担う保育所として、当該エリアの「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」を実施するとともに、区の統括及び「公・民保育所人材の育成」を実施するものとします。

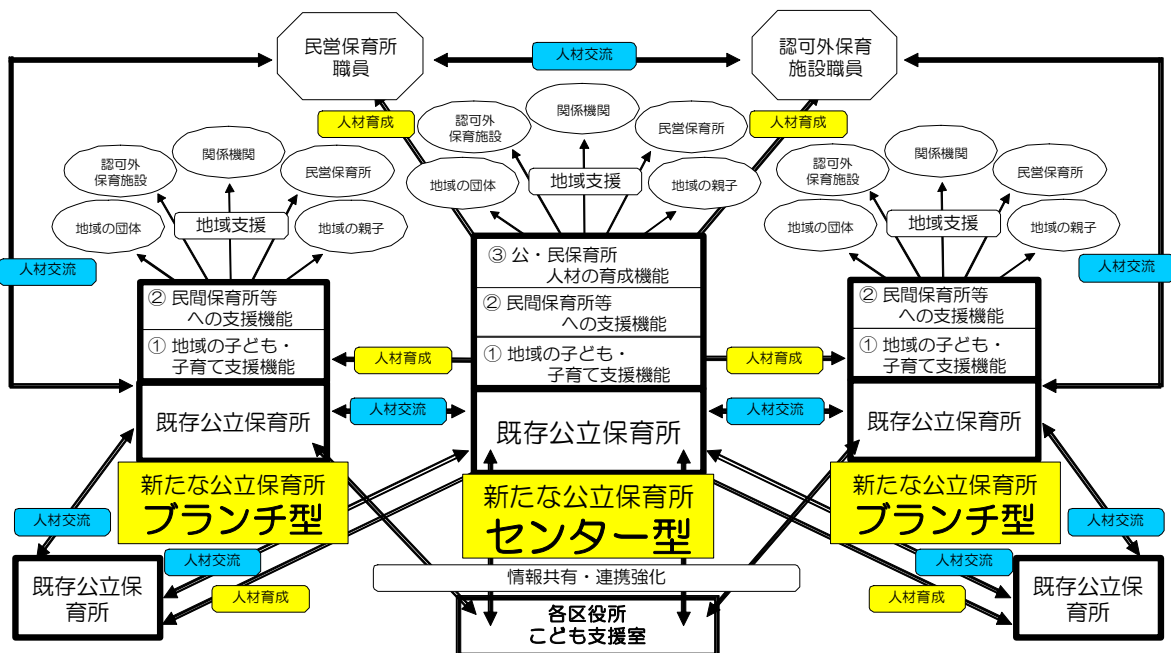
あわせて、当該エリアの「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」を行うランチ型施設を2か所位置付け、センター型施設を中心として、2か所のランチ型施設とそれぞれ緊密な連携を図ることにより、地域ニーズに的確に対応した、子ども・子育て支援・保育行政を推進していくものとします。

4 「新たな公立保育所」の機能

「新たな公立保育所」は、既存の公立保育所の機能を維持し、保育の実践を行い、更なる専門的知識及びノウハウ等の蓄積を図るとともに、3つの機能を強化します。



イメージ① 「新たな公立保育所」地域等連携イメージ



イメージ② 「新たな公立保育所」機能イメージ

◎ 「既存公立保育所」の機能

地域の子育て支援機能

- 園庭開放(水あそび)
- 移動動物園や人形劇等地域活動事業
- 絵本貸し出し
- 身体測定の実施
- おたより配布
- 保育相談の実施
- 地域の子育て施設、機関、公園などの案内

保育の実践機能

- 障害児保育の実践
- 特別な支援を要する児童、保護者の積極的な受入れ
- 乳児保育の実践
- 健康管理機能の実践
- 調理等給食提供業務・食育の実践
- 入所児童に対する災害時備蓄の実施
- 震災や大規模災害等に対する緊急対応機能

(1) 「地域の子ども・子育て支援」の機能

地域に開かれた機能の拡充

- 親子の体験保育事業
 - ・保育園での保育体験により、子育て力を身につける
 - ・子育て体験講座の実施による父親の育児参加の促進
- ホット子育て安心事業
 - ・保育講座、離乳食講座、食育講座健康講座、絵本講座等、専門性を活かした講座を実施し、子育て支援を行う
- フレマ、プレハブ応援事業
 - ・妊娠中の両親向けに、子育て体験を行う
- 出前講座、出張保育事業
 - ・地域主体の子育て支援事業に出向き、各種講座や、あそびの紹介実施

地域の子育て相談・情報発信を担う機能の拡充

- 継続的な保育相談の実施、保健福祉センター等との連携強化業務
- 施設、事業案内等各種リーフレットの作成等情報発信業務

保護者・子ども相談支援機能の拡充

- 要支援児童及び保護者に対する積極的な相談の実施及び見守りの実施
- 育児不安を覚える家庭等に対する積極的な相談の実施及び早期支援、見守りの実施
- 地域において、こども(未就学児)の発達に不安を持つ保護者に対し、発達支援コーディネーターによる相談の実施
- 児童相談所等関係機関との連携強化による虐待予防業務の実施

(2) 「民間保育所等への支援」の機能

連携機能強化

- ネットワークづくり
 - エリアごとに公民の保育所の連携を深め、地域における子ども・子育て支援のネットワークづくりを行う
- 連携の強化
 - 公民が連携することで、お互いの保育の向上を目指す
- ・園長連絡会議・ネットワーク会議・主任保育士会議・年長担当者会議・看護師連携会議・栄養士連携会議・発達支援コーディネーター会議などの実施

支援機能強化

- 公立保育所施設の有効活用
 - 小規模認可保育所や認可外保育施設等に施設(園庭・プール等)を開放し活用してもらい、併せて保育スキルなどを支援する
- 保育士等の派遣
 - 保育士・看護師・栄養士等を保育の助言者として要望のあった保育所等へ派遣し、意見交換などを行う
- 民営保育所の支援
 - こども本部との連携に基づく助言指導により、適正な園運営について支援を行う
- 防災対策等支援
 - 震災マニュアルの作成・充実・配布等、情報の共有等連携強化を行い、支援の強化を図る

交流機能の強化

- 保育の交流
 - 公民の児童と一緒に保育をし、子ども同士の交流や同じ保育経験をすることで、子ども達の育ちやお互いの保育を検証する
 - 保育士等職員の交流
 - 保育士等がお互いの保育園に出向き、一緒に保育をすることで、保育についての気付きなどについて意見交換を行う
 - 幼保小との連携
 - ・園庭あそび・プールあそび・作品展・ごっこあそび・行事交流・サッカー、ドッジボール大会

(3) 「公・民保育所人材の育成」の機能

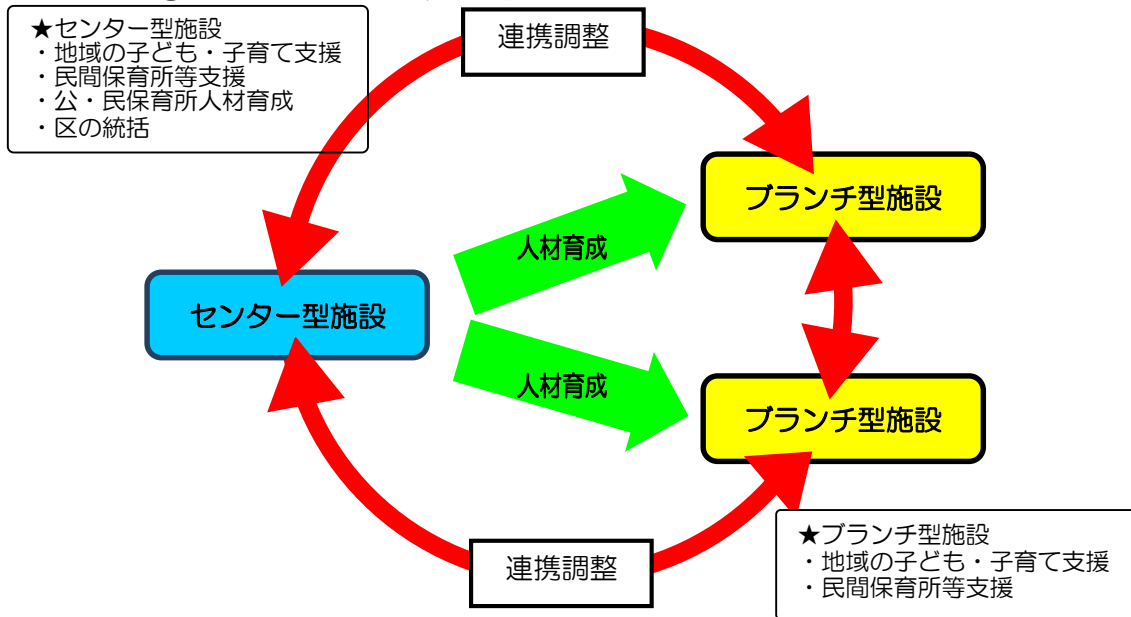
公・民保育所の人材育成

- 公開保育
 - 年齢別、縦割り、統合保育など、検討を重ねた保育課題に基づく保育を公開し、意見交換・検討会を実施する
- 事例検討研修
 - 保育の場面における事例に基づき、各方面からの意見交換や検討を行う
- 保育士等、実技研修
 - 保育、保健衛生、食育の技術を中心にした研修
- 変化する業務への対応支援
 - 発達支援コーディネーター受講職員に対するフォローアップ業務

保育の質の向上

- 各種業務マニュアルの作成・充実
 - ・川崎市保育所保育指針
 - ・産休明け乳児保育の手引き
 - ・健康管理マニュアル
 - ・保育園給食の手引き
 - ・震災対応マニュアル等、川崎市の保育の基礎となるマニュアルの作成・充実を行い、公民全保育園に対し提供し、情報の共有化を行うことで、職員一人一人の業務理解を深め、職員の育成を図り、保育の質の均一化及び向上を図る

イメージ③ 「新たな公立保育所」の区における役割とその位置付けイメージ



(1) 「地域の子ども・子育て支援」の機能

◎ 「新たな公立保育所」における「地域の子ども・子育て支援」の機能として、地域の子育て関連施設・関係機関や団体・市民団体・子育てサークル等と積極的に連携をとり、特に人材面での支援を行い、地域の保育力の向上を図ります。

①地域に根ざした市民団体・子育てサークル等と積極的に連携を図り、保育所に入所していない児童の支援を行うことで、行政サービスの均一化を図る。

②地域の子育て関連施設・機関や関係団体・市民団体・子育てサークル等と積極的に連携を図り、情報を共有化することで、効果的な地域支援を実現する。

ア 地域に開かれた機能の拡充

「新たな公立保育所」は地域における子ども・子育て支援体制を充実させるために、公立保育所の機能を活用して、各種事業を展開し、地域の子ども・子育て支援を行います。

イ 地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充

「新たな公立保育所」では、地域における継続的な相談の実施、また、地域に対する情報発信機能の強化を図ります。

ウ 保護者・子ども相談支援機能の拡充

「新たな公立保育所」は、特別に配慮を要する保護者や特別な支援を要する子どもに対して、専門相談機関と連携し、積極的な支援を行います。

(2) 「民間保育所等への支援」の機能

◎ 民間保育所等との、連携・交流・支援の強化により、民間保育所等全体の保育の質の向上、均一化を図ります。

①民間保育所等における保育の質の確保に努め、全ての保育所等の保育の質の向上、均一化を図ることで、利用者の不安等の解消を図る。

②民間保育所等との、連携・交流・支援を強化し、保育の質の向上、均一化を図り、利用者の不安等の解消を図ることで、全ての保育園利用者に対して、満足度の高い保育園運営を実施する。

ア 民間保育所等との連携強化

「新たな公立保育所」は区内の民間保育所及び認可外保育施設とのネットワークの拠点として連携を深めることで、互いに保育所運営の質を高めていきます。

イ 民間保育所等への支援機能強化

「新たな公立保育所」は民間保育所及び認可外保育施設への支援機能を強化します。

ウ 民間保育所等との交流機能の強化

「新たな公立保育所」は民間保育所及び認可外保育施設との交流機能を強化します。

(3)「公・民保育所人材育成」の機能

◎ 「新たな公立保育所」として強化される機能に関して、企画・立案・実践、各種業務を担当し、効果的なジョブローテーションを行うことで、川崎市の保育行政を担う人材の育成を図ります。

- ①地域の子ども・子育て支援を担える職員の育成
- ②民間保育所等へ積極的な支援を行うために、現場での実践に基づいた助言指導及び支援を担える職員の育成
- ③民間保育所等の管理運営に対する助言指導等、援助業務を担える職員の育成
- ④川崎市保育の基本となる、指針や手引き等の作成を担える職員の育成

ア 公・民保育所の人材育成

「新たな公立保育所」は、公・民保育所において、保育の質の向上を図るため、積極的に保育所運営に携わる職員を育成していきます。

イ 保育の質の向上

「新たな公立保育所」は、保育の質の向上を目指します。

上記の(1)「地域の子ども・子育て支援」の機能、(2)「民間保育所等への支援」の機能、(3)「公・民保育所人材育成」の機能の実施に当たり、業務量に見合った適正な体制の構築について検討し、「新たな公立保育所」の効率的かつ効果的な運営を行います。

5 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた方針

(1) 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた基本的な考え方

・「新たな公立保育所」の候補施設については、区を基本とした事業展開を実施するため、既存公立保育所の中から、各区に、センター型施設を1か所、ブランチ型施設を2か所、合計3か所を位置付け、地域的な連携を図るものとし、各区のエリアをカバーできるような位置に所在する施設を選定するものとします。

・「新たな公立保育所」の運営にあたっては、全市での事業推進を円滑に行うため、平成25年度より2区または3区を選定し先行実施をすることで事前に課題等検証を行い、平成26年度の全区での本格実施に備えます。

・現場での実践から培ったノウハウを、スキルとして維持・継承するために、生後43日目から受入を開始する産休明け児童の受け入れ施設、0歳児定員なし施設、乳児園併設園等、様々な特徴を持った種別の保育所を、「新たな公立保育所」と位置付けます。

・現在58か所（乳児園含む）ある公立保育所について、「新たな公立保育所」として21か所（乳児園含む）を位置付け、それ以外の37か所（乳児園含む）については、本市の社会状況、民間の運営事業者の状況、その地域における保育需要、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、民営化等についての取組を進めます。

公立保育所(公設公営)一覧

(平成24年4月1日時点)

区	保育園名	児童定員	認可	施設			民営化予定	特記事項
				施設面積(m ²)	敷地面積(m ²)	施設状況		
川崎	渡田	120名	1967/3/31	562m ²	1,042m ²			
	大島	120名	1965/3/31	494m ²	1,002m ²			乳児園併設
	大島乳児	35名	1980/3/31	224m ²	0m ²	平屋建て		
	小田	120名	1969/3/31	564m ²	1,467m ²			0歳児定員なし
	新町	120名	1971/3/29	600m ²	1,257m ²			
	東小田	95名	1972/3/31	538m ²	1,294m ²			
	観音町	95名	1973/3/31	527m ²	1,449m ²		H26	
	藤崎	120名	1975/6/27	646m ²	1,697m ²			支援センター併設
	出来野	90名	1977/3/31	542m ²	1,407m ²		H25	
幸	古市場	120名	1968/3/31	563m ²	991m ²		H25	
	古川	120名	1970/3/20	573m ²	1,160m ²			0歳児定員なし
	日吉	60名	1981/3/20	368m ²	900m ²			0歳児定員なし
	北加瀬	60名	1966/3/31	265m ²	834m ²	平屋建て		0歳児定員なし
	小倉	95名	1967/3/31	518m ²	1,800m ²			
	河原町	210名	1972/2/19	1,205m ²	4,117m ²			
	南加瀬	95名	1973/3/31	520m ²	1,485m ²			
	南河原	120名	1974/9/27	642m ²	1,808m ²			
	小向	90名	1978/9/30	552m ²	1,182m ²			
夢見ヶ崎	90名	1979/12/21	541m ²	1,708m ²				

区	保育園名	児童定員	認可	施設			民営化予定	特記事項
				施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	施設状況		
中原	上小田中	95名	1977/3/10	565㎡	1,546㎡		H26	
	宮内	60名	1966/3/31	268㎡	846㎡	平屋建て		0歳児定員なし
	平間	60名	1968/3/31	272㎡	1,191㎡	平屋建て		乳児園併設
	平間乳児	35名	1968/3/31	179㎡	0㎡	平屋建て		
	中丸子	120名	1970/3/31	565㎡	1,130㎡	他施設合築		0歳児定員なし
	中原	120名	1971/3/23	644㎡	1,566㎡	他施設合築		
	下小田中	95名	1973/3/31	522㎡	1,057㎡			
	ごうじ	90名	1976/9/30	536㎡	1,300㎡			
	西宮内	90名	1980/3/31	540㎡	1,550㎡			
高津	橘	60名	1984/3/2	405㎡	836㎡			0歳児定員なし
	蟹ヶ谷	90名	1988/3/10	519㎡	1,815㎡	平屋建て		産休明け受入
	諏訪	60名	1967/3/31	269㎡	826㎡	平屋建て		0歳児定員なし
	野川	95名	1968/3/31	499㎡	1,223㎡			
	西高津	95名	1971/3/20	570㎡	1,066㎡			
	津田山	120名	1973/3/31	651㎡	1,728㎡			
	上作延	120名	1975/10/8	634㎡	2,160㎡			
	子母口	120名	1976/3/31	664㎡	1,289㎡		H26	
	千年	120名	1976/8/6	640㎡	1,500㎡		H25	支援センター併設
	梶ヶ谷	120名	1979/7/20	696㎡	2,026㎡			
宮前	向丘	60名	1966/9/27	269㎡	1,741㎡	平屋建て		乳児園併設
	向丘乳児	35名	1966/9/27	173㎡	0㎡	平屋建て		
	有馬	90名	1971/11/10	596㎡	1,407㎡			
	西有馬	120名	1974/9/7	642㎡	1,500㎡		H26	
	菅生	120名	1974/11/22	629㎡	1,407㎡			
	南菅生	90名	1976/3/31	529㎡	1,451㎡			
	平	120名	1977/3/31	702㎡	2,425㎡	他施設合築		
	中有馬	120名	1977/11/24	712㎡	1,529㎡			
	馬絹	120名	1980/3/31	696㎡	1,614㎡			
	土橋	120名	1978/11/30	696㎡	1,600㎡			産休明け受入
多摩	中野島	60名	1965/6/15	311㎡	1,629㎡	平屋建て	H25	乳児園併設
	中野島乳児	35名	1965/6/15	195㎡	0㎡	平屋建て	H25	
	生田	60名	1967/3/31	268㎡	1,718㎡	平屋建て		乳児園併設
	生田乳児	35名	1967/3/31	173㎡	0㎡	平屋建て		
	菅	95名	1968/3/31	508㎡	1,145㎡			
	三田	120名	1972/3/31	659㎡	1,907㎡		H26	
	西宿河原	120名	1973/3/31	641㎡	1,478㎡		H25	支援センター併設
	東中野島	120名	1976/10/22	651㎡	1,501㎡			
	土淵	120名	1978/10/30	709㎡	1,629㎡			産休明け受入
麻生	南生田	90名	1979/3/31	565㎡	1,518㎡			
	上麻生	90名	1974/11/2	527㎡	1,474㎡			
	高石	90名	1976/2/16	520㎡	1,300㎡			
	虹ヶ丘	120名	1977/10/24	708㎡	2,190㎡			
	下麻生	90名	1981/3/31	554㎡	2,008㎡			
	白山	120名	1986/1/27	731㎡	4,571㎡			産休明け受入

(2) 「新たな公立保育所」と単独型地域子育て支援センター機能の一体化

「新たな公立保育所」における地域の子ども・子育て支援の機能と、単独型地域子育て支援センターが一体となって地域の子育て支援を実施するため、「新たな公立保育所」の機能を実施するためのスペースとして活用するとともに、「新たな公立保育所」と、単独型地域子育て支援センターの地域支援機能を統合し、一体となって地域の子ども・子育て支援の拡充を図ります。

地域子育て支援センターの基本事業

- ①親子で安心して遊べる身近な場の提供
- ②育児などの悩みを安心して相談できる場の提供
- ③地域の親子同士が助け合う関係作りの支援
- ④地域の子育て支援に関わる情報発信機能

(3) 「新たな公立保育所」の機能実施に必要なスペースの確保

既存の公立保育所の機能に新たな機能を強化し、「新たな公立保育所」として運営をするにあたり、継続的な保育相談等機能実施に必要な、プライバシーが守られる相談スペースや研修等の実施に必要なスペースについて、空きスペースの活用等運営に必要なスペースの確保を図り、「新たな公立保育所」の効率的かつ効果的な運営を行います。

(4) 「新たな公立保育所」に対する施設保全

公立保育所のそのほとんどは昭和 40 年から 60 年代に建築されたものであり、施設及び設備の老朽化が激しく、必要な改修工事等を計画的に行う必要があります。

今後も、主に民設民営方式による民営化を推進しながら、「新たな公立保育所」の候補施設については、順次、施設の劣化診断の実施・施設保全計画の作成を行い、作成した保全計画に基づき、計画的な、補修・修繕を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、施設の安全な維持・管理に努め、状況に応じ大規模修繕等の検討を行います。

6 その他

(1) 「新たな公立保育所」以外の公立保育所について

公立保育所の民営化について、本市では、「行財政改革プラン」の基本原則である「民間でできることは民間で」に基づき、2005（平成 17）年度の下作延中央保育園への指定管理者制度導入をはじめとして、2012（平成 24）年度当初までに 25 園の民営化を実施してきました。

2011（平成 23）年 3 月に策定された、川崎市新たな行財政改革プランでは、「今後も引き続き、保育需要の動向や施設の状況、サービス提供の担い手となる民間部門の状況、職員の退職動向等を考慮しながら既存の保育所の民営化を進め、当面は 10 年程度の期間を目途に執行体制の見直しを進めていく」としており、同時期に策定された、第 2 期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）でも、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、効率的かつ多様な保育サービスの拡充に対応するため、公立保育所の民営化等を推進することとしています。

上記の計画に基づき、今後、「新たな公立保育所」以外の公立保育所の民営化等については、施設に対し適切な補修・修繕等を実施し、安全な維持・管理を図るとともに、地域の子育て支援の充実に努め、本市社会状況や、職員の退職動向等を考慮し、あわせて、民営化の手法等について検討を行うことで、引き続き毎年 5 から 3 園程度を実施していきます。

なお、民営化対象園の公表時期については、円滑な民営化の推進や建替えにかかる整備スケジュール等を考慮した、2 年半前までの公表をこれまでどおり継続するとともに、在園児や保護者への適切な対応を図りながら、円滑な移行に努めていきます。

年次ごとの民営化数

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度以降
民営化 施設数	1	3	3	2	5	5	1	5	6	5	5 から 3 (予定)

(2) 公立保育所及び公設民営保育所の課題について

民営化にあたっては、現在、老朽化施設への対応等を踏まえ、民営化とともに、運営法人により新しく施設を建替える（民設民営方式）手法により取組を進めていますが、仮設園舎の用地の確保が大きな課題となっています。

また、指定管理者制度については、5年毎に新たな指定管理者を公募するという形態から、長期的な視点による施設運営が困難なため、職員の継続雇用に関する問題や、運営主体が代わることに對する保護者の不安の声も聞かれており、指定管理者側からも、長期的な運営が可能となるよう、施設譲渡の要望も一部の法人からなされています。

今後も継続的かつ安定的に民営化を進めるため、新たな手法の構築に向けた検討を進めてまいります。

既に指定管理者により民営化されている施設についても、従前の運営状況等についてしっかりと検証しながら、同様の取り扱いを検討していくこととします。

現在の民営化手法一覧

現行の2つの手法及び課題
◎指定管理者方式 ・課題 ●公立のため、国庫負担は無く、全額市費(将来的な建替え費用も同様) ●5年ごとの更新のため、長期的な職員雇用・保育所運営が困難 ●法人が代わることに對しての不安(児童・保護者) ●更新事務に伴う膨大な事務作業
◎公設公営保育所の建替え民営化方式 ・課題 ●仮設園舎用地の確保(継続的に用地が確保できる担保が無い) ●仮設園舎設置費用の負担(全額市費)